

(2) 立入検査

ア 商品量目立入検査(別表 3、4-1~4)

消費者保護の推進を図るため、計量法第148条の規定に基づき、商品量目の適正計量を確保するためスーパーマーケットを対象に、重点的な立入検査を実施しました。

なお、不適正事業者については、責任者に対して直接改善指導を行いました。

(ア) 実施時期

前	期	令和6年7月~8月	実働	4日	・延べ30人	3市1町
後	期	令和6年11月~12月	実働	5日	・延べ42人	3市2町
再	立	入	実施せず			
臨	時	立	入	実施せず		

(イ) 実施区域

前	期	白石市、松島市、大崎市、登米市		
後	期	塩釜市、岩沼市、富谷市、利府町		
再	立	入	実施せず	
臨	時	立	入	実施せず

(ウ) 実施対象品目

全国計量行政会議の「全国一斉商品量目立入検査の実施について」の通知に基づく、内容量表記商品

イ 特定計量器の使用状態等立入検査(別表5)

前記商品量目立入検査に併せ、事業場及び店舗が所有する質量計の使用状態を検査し、正しい計量方法、設置場所及び風袋表示等について指導を行いました。

また、法定の有効期間を有する石油ガスメーター等について立入検査を実施するとともに、関係業界を通じ自主管理面について指導を行いました。

ウ 指定製造事業者立入検査(別表6)

指定製造事業者に対し、「指定製造事業者制度関係事務処理要領」に基づき品質管理の方法についての重点検査を実施し指導を行いました。

エ 製造・修理届出事業者立入検査(別表6)

製造等届出事業者に対し、特定計量器の検査のための器具、機械又は装置の管理状況及び検査規則の履行状況等、計量法の遵守状況について立入検査を実施し指導を行いました。

オ 計量証明事業者立入検査(別表6)

一般計量証明事業者及び環境計量証明事業者に対し、計量管理の状況、計量証明に使用する特定計量器その他の器具機械又は装置の状況、事業規程の遵守状況(計量証明書の発行方法及び記載事項、記録の保存等)について立入検査を実施し指導を行いました。